

別紙 2

岩石採取計画認可申請書添付書類の作成要領

1 位置図（施行規則第8条の15第2項第一号）

- (1) 岩石採取場及びその周辺の状況を示す縮尺 1/50,000 の地図とすること。
(国土地理院発行によるものが望ましい。)
- (2) 採石場の位置及び搬出経路を赤線で記入すること。
- (3) プラント、堆積場等が離れたところにある場合は、その位置も赤線で記入すること。

2 見取図（施行規則第8条の15第2項第二号）

- (1) 採取場及びその周辺の状況を示す縮尺 1/3,000 から 1/5,000 の図面とすること。
- (2) 見取図には次の事項を明示すること。
 - ア 岩石採取場の区域
 - イ 切羽、廃土石の堆積場、破碎選別施設、沈殿池、その他災害防止設備等の各種施設の設置場所
 - ウ 採取場周辺役 300m の範囲内にある人家、農地、道路、河川、沼地、公園、学校、病院等の位置
 - エ 標識の設置場所
 - オ その他参考となる事項

3 実測平面図（施行規則第8条の15第2項第三号）

- (1) 採取場の状況を示す縮尺 1/500 から 1/1,000 の図面とすること。
- (2) 必ず実測したものとし、縮尺、測量年月日及び測量者名を記入すること。
- (3) 平面図に表示する範囲は、採取場及び境界から 20m 以上外側（測量可能な範囲でよい。）までとすること。
- (4) 平面図には次の事項を色分けなどをして明示すること。
 - ア 採取区域の表示は前回までの採取地、今回の申請に係る採取地及び今後の計画採取地
 - イ 採取場の境界、保全区域、廃土石堆積場、破碎選別施設、沈殿池、汚水処理施設、火薬庫等の位置
 - ウ 周辺にある道路、建物、河川、農業用施設等の位置
 - エ 採取区域を明示する標識（杭）の位置（標識には番号を付けておくこと。）
 - オ 等高線（原則として 2m 間隔とすること。）
 - カ 縦断測量の測点
 - キ その他参考となる事項

4 実測横断面図（施行規則第8条の15第2項第四号）

- (1) 縮尺は 1/500 から 1/1,000 とすること。
- (2) 必ず実測したものとし、縮尺、測量年月日及び測量者名を記入すること。
- (3) 横断箇所の測点間距離は、原則として 20m とすること。

- (4) 横断面図には次の事項を明示すること。
- ア 土地の境界、保全区域、残壁の高さ、階段の幅（小段の寸法）及び法勾配等
 - イ 年度別採取計画断面（色分けすること。）
 - ウ その他参考となる事項
- 5 実測縦断面図（施行規則第8条の15第2項第四号）
実測横断面図に準じて作成すること。
- 6 採石業者の登録を受けていることを証する書面（施行規則第8条の15第2項第五号）
- 7 土地に関する権利を証する書面（施行規則第8条の15第2項第七号）
- (1) 使用する土地を、地番ごとに地目、面積、所有・借用の別について、一覧表に整理すること。
 - (2) 土地の所有権の状況により次の書類を添付すること。
 - ア 自己所有の土地の場合
土地の登記簿謄本及び字図
 - イ 他人所有の土地の場合
土地所有権者、利害関係者と申請者との間の契約書の写し及び字図、又は土地所有権者等の同意書の写し及び字図
 - ウ 土地に関する権限を取得する見込みが十分である場合
土地売買の予約契約書等の通知及び字図
- 8 他の行政庁の許認可を受けていることを証する書面（施行規則第8条の15第2項第八号）
他法令による許認可を必要とする場合は、許認可の期間、区域等を示す次の書類を添付すること。
- ア 許認可を受けている場合
行政庁の発行した許認可証の写し
 - イ 許認可を受ける見込みのある場合
行政庁に提出した申請書等の写し（農地法第5条の規定に基づく農地の一時転用許可申請等）
- 9 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面（施行規則第8条の15第2項第十号）
採取計画に定められている採取跡の措置の実施に必要な工事費用の確保の方法を記載すること。

(参考)

資金計画の例

1. 採取跡の措置の実施に必要な工事費用

	(工事費用)
ベンチのり面保護工事	〇〇〇万円
ベンチ植栽	〇〇〇万円
掘採取の充填	〇〇〇万円
排水溝敷設	〇〇〇万円
合 計	〇〇〇万円

2. 必要資金確保の計画

上記 1. に必要な資金の確保の方法。

①自己資金	〇〇〇万円
②借入金	〇〇〇万円
③積立金	〇〇〇万円
④その他	〇〇〇万円
合 計	〇〇〇万円

10 岩石賦存量計算書（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第十一号）

今回の申請に関する岩石採取量を、実測図面に基づいて重量（t）で算出すること。（実測平面図等の余白に記入してもよい。）

11 丈量図（求積図）（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第十一号）

- （1）縮尺は 1/500 から 1/1,000 とすること。
- （2）採取場の全区域及び今回採取する区域の面積を、原則として三斜法により計算し、寸法線及び寸法はそのまま記載しておくこと。
- （3）面積計算書を作成すること。

12 廃土石堆積方法計画書（施行規則第 8 条の 1 5 第 2 項第十一号）

任意の縮尺により、堆積場全体を示す実測した平面図、縦断面図及び横断面図を作成し、次の事項を表示すること。

- ア 堆積前の地盤、既堆積地盤及び認可期間終了時予定地盤
- イ 土留施設
- ウ 堆積場ごとの堆積量
- エ 堆積の方法
- オ 廃土石及び汚濁水の流出の防止方法

- 13 土留施設計画書（施行規則第8条の15第2項第十一号）
- (1) 製品及び廃土石の堆積場等において土留め施設を設置する場合には、設置場所、寸法及び構造を表示すること。
 - (2) 土留施設の崩壊が災害の原因となる場合には、強度計算を行い、その結果を記載すること。
- 14 廃水処理施設設計書（施行規則第8条の15第2項第十一号）
- (1) 降雨水及び湧水等の場内水の処理方法について、次の事項を表示すること。
 - ア 素堀溝、U字溝、ヒューム管及び沈殿池等の集排水施設の企画及び系統図を表示すること。
 - イ 集水面積、流出係数及び降雨強度により、集排水の系統ごとに流出量を計算し、安全性を検討して書面として表示すること。
 - (2) 放流先の河川等の名称及び利用状況（農業用水、内水面漁業水域等）を記載すること。（農業用水、内水面漁業水域等）
- 15 汚水処理施設設計書（施行規則第8条の15第2項第十一号）
- 砕石プラントが湿式である場合の洗浄汚濁水について、処理方法を表示すること。
- 16 破碎選別施設系統図（施行規則第8条の15第2項第十一号）
- 縮尺 1/200 程度の配置平面図及び系統図を作成とすること。
- 17 発破規格図（施行規則第8条の15第2項第十一号）
- 任意の縮尺により、削孔長、削孔径、削孔方向、削孔間隔、装薬量（1回当たり及び1孔当たり）、爆薬の種類、発破係数、最小抵抗線及びベンチ高等を図示すること。
- 18 業務管理者であることを証する書面（施行規則第8条の15第2項第十一号）
- 業務管理者試験の合格所又は認定書の写し